

# 道路反射鏡（カーブミラー）設置等基準

2024年（令和6年）2月

亀山市

## 1. はじめに

本基準は、亀山市がカーブミラーを設置する場合に適用するものです。

カーブミラーは、建物や壁等が原因で見通しの悪い交差点・カーブにおいて、自動車の直接目視が困難な場合に、自動車同士の衝突防止を目的として設置する補助施設です。

カーブミラーが対象物を映し出す範囲には限界があるため、必ず死角が生じます。よって車両が道路を通行する際には、カーブミラーの有無にかかわらず、運転者自身が安全確認することが義務となっています。

カーブミラーに映っていないから安全だと思い込み、一時停止を守らないケースが報告されています。この場合、車両が減速せず死角にいる歩行者との衝突や、重大な巻き込み事故が起こる恐れがあります。本来安全のために設置しているカーブミラーが、かえって交通の危険を増大させてしまうという側面があります。

交差点に一時停止等の道路交通法による規制がなくても見通しが悪い交差点を通行しようとする時は徐行しなければなりません。

## 2. カーブミラーの特性について

カーブミラーには次のような性質があり、歩行者・自転車にとってはかえって危険になるため、適切な安全確認位置からの直接目視による確認が困難な箇所のみ、設置を検討します。

- ① カーブミラーには見えない部分（死角）があり、死角から出てくる自転車や歩行者の発見が遅れることがある。
- ② 接近者がいないことを遠方から確認できるため、通過速度の上昇や一時停止違反をまねきやすい。
- ③ カーブミラーに映る車は小さく見え遠くに感じやすいため、速度感・距離感をつかみづらい。
- ④ カーブミラーには左右が反転して映るため、手前と奥が逆に見え混乱を招きやすい。

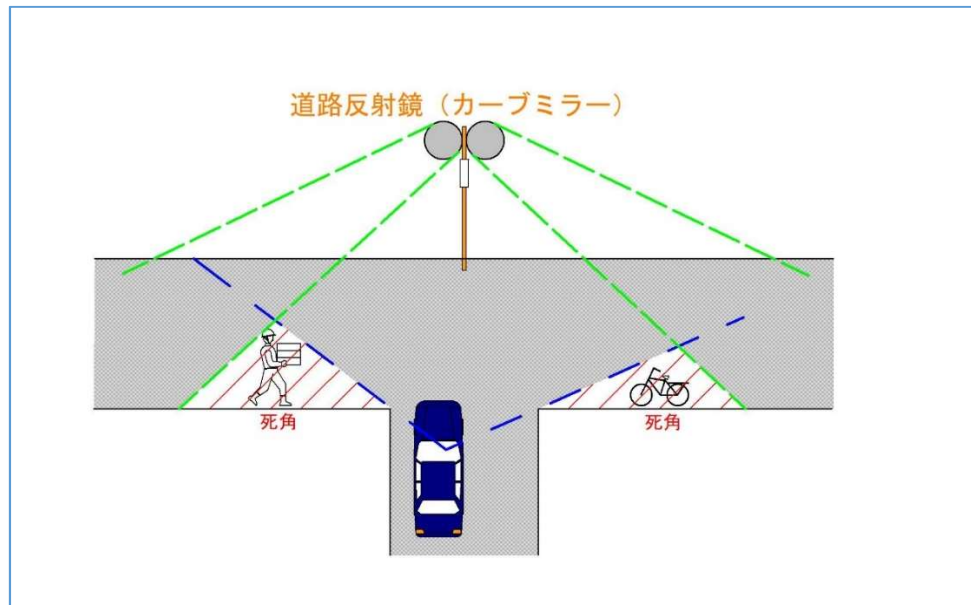


図 死角の解説図

### 3. カーブミラーの設置基準について

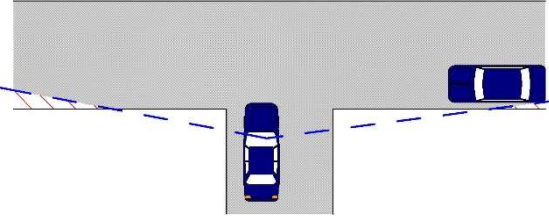
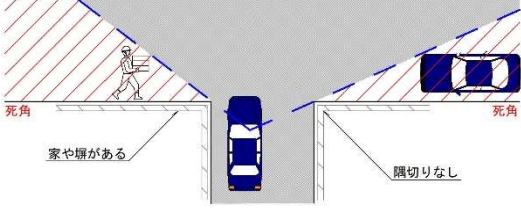
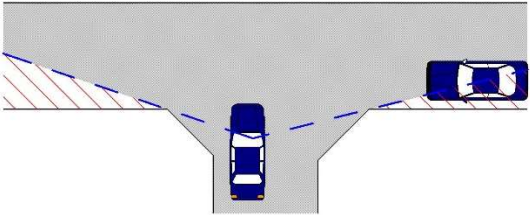
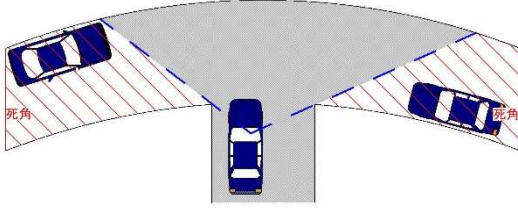
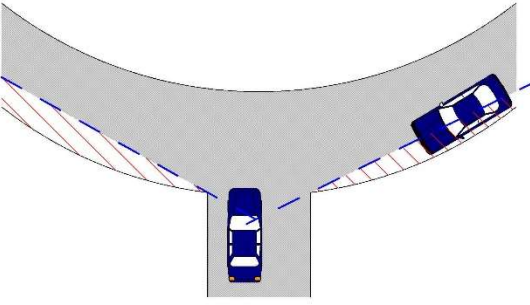
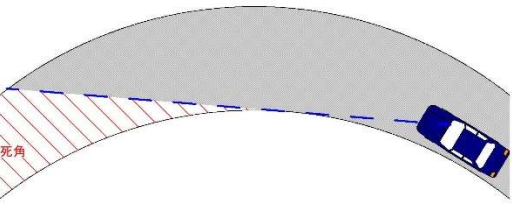
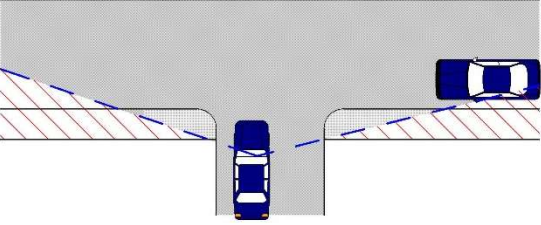
カーブミラーには前記のような特性があるため、自治会等の要望に応じて現地を調査し、直接目視での安全確認が困難な場所であることを確認したうえで設置を検討します。そのため、直接目視での安全確認が可能な場所については、設置のご要望に沿えないことがあります。

また自動車ではなく、歩行者等の安全を最優先しており、直接目視が困難な場合でも、通学路や高齢者施設等が付近にある道路には、設置による歩行者等への危険性を重視し、設置を見送る場合があります。

なお、設置できないと判断した場合、運転者の注意を促す代替え案として十字等の交差点マークや白線等の路面標示を提案させていただく場合があります。

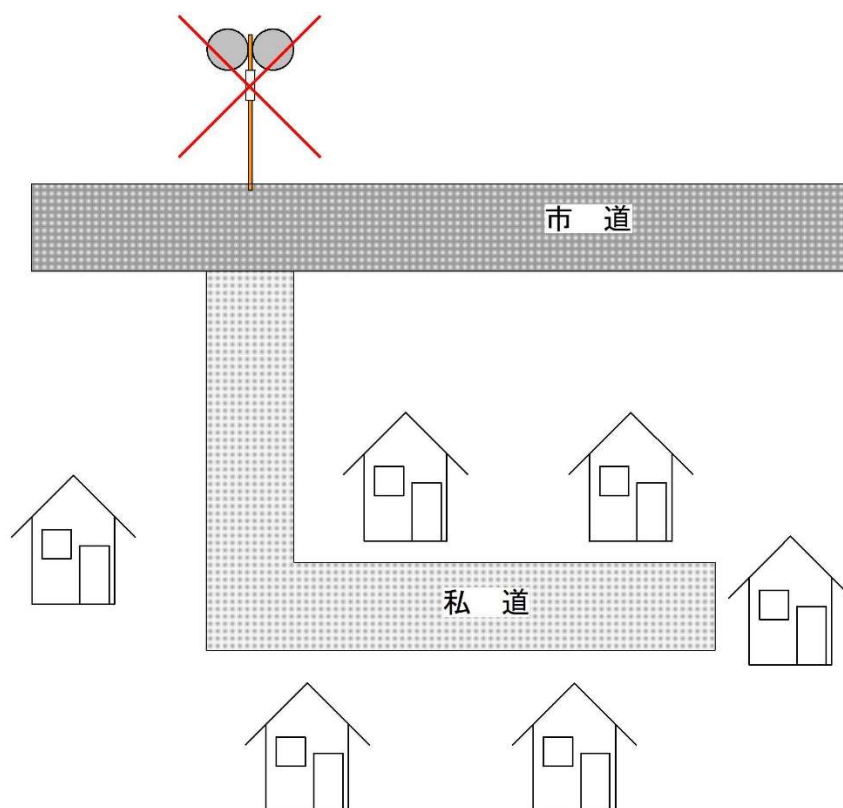
カーブミラーの新規設置に関して、現地確認を行い、原則として次のような基準により判断します。

交差点等における一般的な設置の判断基準

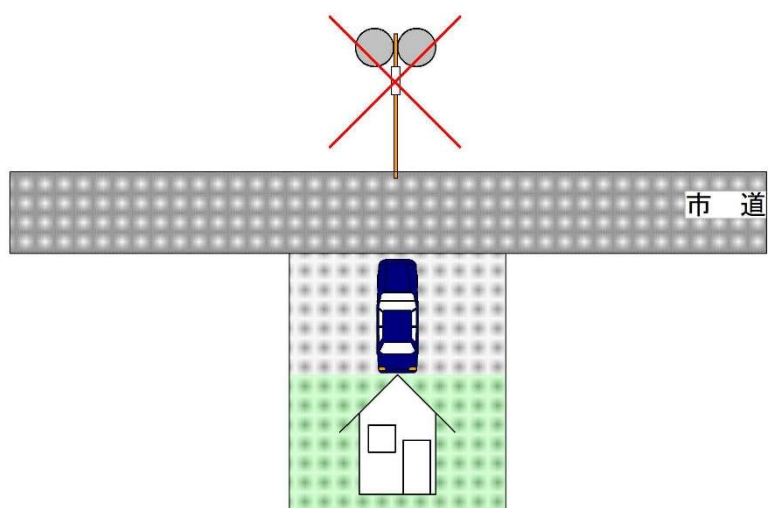
<p>設置不可と判断する場合 × (法令等に定められた通行を行えば危険を除去できる)</p>	<p>設置を検討する場合 ○</p>
<p>(1) 空地などの土地利用形態により、見通しが確保されている場合</p> 	<p>(1) 民地境界内の塀や垣根などにより、見通しが確保できない場合</p> 
<p>(2) 隅切りがあり、見通しが確保されている場合</p> 	<p>(2) 内へカーブしており、見通しが確保できない場合</p> 
<p>(3) 外へカーブしており、見通しが確保されている場合</p> 	<p>(3) 急カーブで、見通しが確保できない場合</p> 
<p>(4) 歩道があり、一時停止や徐行して歩道部へ進むことにより見通しが確保できる場合</p> 	

カーブミラーを設置しない場所

① 私道の市道の交差点及び私道内



② 個人宅や事業所、施設等の駐車場の出入口



公共性の観点から利用者や受益者が限定されるため、設置しません。  
なお、私有地等から公道へ入る場合は一時停止義務があります。

- ③ 「止まれ」や「徐行」等、道路交通法により規制がある交差点  
カーブミラーを設置することにより、一時停止や徐行義務を怠り、設置前より事故の発生が危惧されることから、原則設置しません。
- ④ 駐車場における自動車などの可動物が原因で見通しの悪い場所  
見通しが悪い時間が一時的なため設置しません。
- ⑤ 法定外公共物どうしの交差点、市道と法定外公共物との交差点  
公共性の観点から利用者や受益者が限定されているため設置しません。

#### 4. 設置条件について

- ① 設置箇所は道路用地（官有地）内とします。
- ② 近隣の同意が必要です。（設置箇所に隣接する土地所有者、カーブミラーに映り込みが予想される住居や施設等）

#### 5. カーブミラーの撤去について

既設のカーブミラーについては、下記の理由により撤去する場合があります。

- ① 私有地に無償使用で設置されているカーブミラーが、地権者の都合により継続が困難となった場合。
- ② 既にカーブミラーが設置されている交差点で、一時停止や徐行義務を怠ったことが原因と思われる事故が多発した場合

#### 6. カーブミラーの移設

- ① 既設カーブミラーが私有地内にあり、土地利用形態の変更（家屋の新築や駐車場整備等）に支障となる場合には、市負担により移設します。
- ② 既設カーブミラーが道路用地（官有地）内にあり、民有地内の土地利用形態の変更により支障となる場合には、原因者負担となります。

#### 7. カーブミラーの設置後について

設置したカーブミラーが車両接触等の原因で見通しが悪くなっている場合は担当課へご連絡ください。角度調整等の対応を行い改善します。

車両の接触等により傷つく、破損するなどしたカーブミラーの中で、角度調整等により必要な視認性が確保できると判断した場合は、継続して使用します。また、接触等による破損が多発した場合、道路の通行又は利用上において安全に通行ができていないと判断した場合等は撤去を検討します。

## 8. カーブミラーの設置及び撤去要望について

カーブミラーの設置及び撤去は、メリットがある一方、デメリットもあることから地域住民の同意が必要です、お住いの自治会を通じて担当課へ要望して頂くようお願いします。自治会においては、カーブミラーを設置することにより発生する危険性（交通事故を誘発する、交通ルール無視を助長する。）に十分御留意いただきますようお願いします。

事故が起きたという理由だけでは、カーブミラーの設置理由にはなりません。事故はあくまでも運転者の責任であり、安全運転を行う義務があります。